

犯罪被害者等支援コーディネーター業務を スタートし支援体制を強化します

犯罪被害からの早期回復及び生活の再建にあたり、犯罪被害者等の個別の事情に応じた支援を行うため、新たにコーディネーターを配置します。コーディネーターが情報の整理や支援の調整を担うことで、関係機関・団体の連携による途切れのない支援の提供につなげます。

1 目的と効果

コーディネーターが支援を調整することにより、被害者自身が各支援先に個別に相談・手続をするなどの負担を軽減します。また、必要な支援を提案することで、手続漏れなどを防ぎ、被害者等の希望及び状況に沿った支援を中長期にわたり提供します。

2 支援対象者

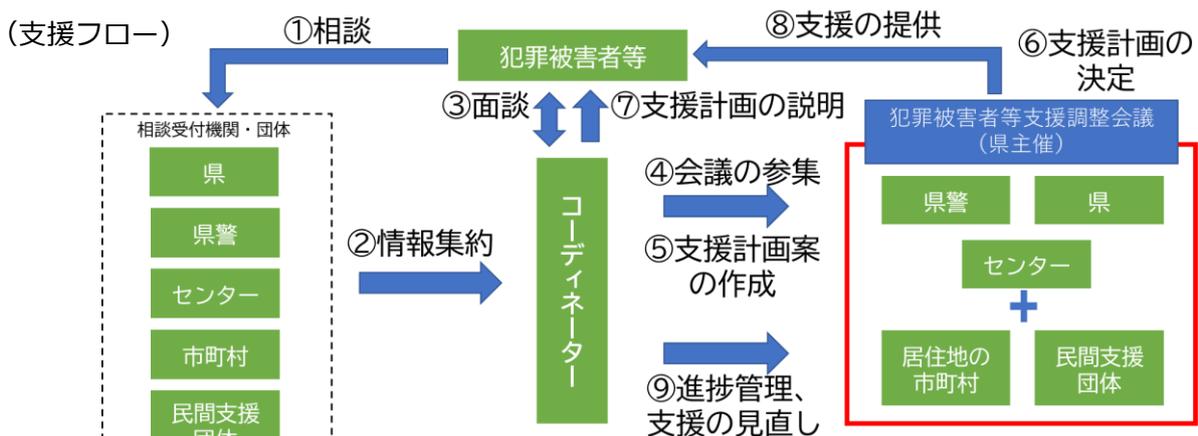
3に掲げる犯罪行為による犯罪被害者等（犯罪被害者及びそのご家族またはご遺族）

3 対象犯罪行為（未遂を含む）

- ・殺人、強盗致死傷、不同意性交等、逮捕・監禁、略取・誘拐・人身売買、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
- ・交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷
- ・その他、上記に準じる行為で知事が認めるもの

4 コーディネーターの概要

- ・認定 NPO 法人長野犯罪被害者支援センター（県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）に委託（支援コーディネーター（2名）は、センターに所属する社会福祉士と支援員が担う。）
- ・各機関から集まる情報を一元的に把握、支援計画案の検討・策定等支援全体をハンドリング
- ・犯罪被害者等との面談及び支援計画の説明
- ・犯罪被害者等の状況に応じて、犯罪被害者等支援調整会議の開催を県に要請



※支援調整会議は、県及びコーディネーターが会議による支援の調整が必要と判断した場合に開催

5 運用開始 令和8年4月1日